

論 文

マンガ・アニメの性表現規制における 規制意向と消費構造の乖離

ティム・F・G・ダヴィドソン*

1. はじめに

日本のアニメ・マンガの世界的な普及に伴い、その一部の表現が外国の厳格な児童ポルノ法に触れ、マンガの単純所持が違法とされる刑事事件が海外ではいくつか発生している [ダヴィドソン 2013: 177]。通常、児童ポルノ法は、被写体として利用されている子ども個人の保護を目的とするものと認識されているが、欧米の数カ国では、マンガなどを含む、全く虚構の表現が児童ポルノとして罰せられるようになった。その法律の処罰可能範囲が広く、不明確なため、日本で売られている一般向けのマンガ作品ですら、欧米の一部の国では所持・閲覧することが犯罪に当たる可能性も十分にある。

本稿ではまず、そうした法律の中で比較的新しいものである、イギリス法「Coroners and Justice Act 2009, Part 2, Chapter 2」(以下 Coroners & Justice Act) の立法過程を紹介し、イギリス内務省がどんな問題意識で、どんな目的で、どんな根拠や憶測に基づいて法律を作り、どんな結果を予測したのかを検討する。次に、この内務省の憶測や予測に対して、日本のマンガの性表現や、その主な消費者である、い

わゆるオタクについての学説がどう返答するのかを紹介する。そして、Coroners & Justice Act の前年に制定され、同様に実害と無関係であっても一部の性表現を違法とする Criminal Justice and Immigration Act 2008 Section 63も紹介し、比較する。

最後に、西洋社会における、セクシュアリティと権威の関係についての Gayle Rubin の理論を紹介し、その理論の観点から、規制の正体について検討する。

2. イギリス法「Coroners & Justice Act」の立法過程

(a) アニメ・コミック規制に関する政府の提案理由

2007年、イギリス労働党の Coaker, Hanson, Jamieson の3人の議員から提案されたこの法律は、非実写的な児童に対する性的虐待の視覚描写 (non-photographic visual depictions of child sexual abuse) の単純所持を違法とする。当時、実写、合成写真などは既に禁止されていたため、これはあくまで非写真的な絵 (つまりイラスト、マンガなど) と対象とする。こうした非実写的な視覚描写の単純所持に対しては、3年

*早稲田大学大学院社会科学研究所 修士課程交換留学生 (ヨーテボリ大学) (指導教員 西原博史)

以下の懲役、若しくは無制限の罰金、若しくは両方が課されることとされた。⁽¹⁾この法定刑の決定にあつては、生産過程で実在児童に害が及んでいないことも踏まえている。

その立法過程において2007年4月2日から同年7月22日まで、イギリス内務省 (Home Office)、スコットランド政府 (Scottish Executive)、北アイルランド省 (North Ireland Office) によって法案を検討すべく合同のパブリック・コメントの募集が行われ、警察・検察当局、NPO団体や一般市民が、文書で意見を寄せた。

まずは、立法者の提案の詳細が明記されている、当時イギリス内務省 (Home Office) の管轄にあった受刑者管理局 (National Offender Management Service) が作成したパブリックコメント募集の宣言文書 (*Consultation on possession of non-photographic visual depictions of child sexual abuse*, 2007) に記された、同法を制定すべき理由を見てみよう。

ここで受刑者管理局は、マンガなどの架空の表現と、実在児童への性犯罪の関係性についての研究に関しては、「存在を認識していない」と述べる [ibid. p. 6]。しかし、児童保護団体や警察からは、こうした画像は児童に対する極めて「不適切な価値観を正統化・強化する」という懸念があるとされており、それを防ぐことが中心的な立法目的だとされている [ibid. p. 4-5]。真の芸術作品 (genuine works of art) を違法化するのが目的ではないと主張されているが、ある限度を超えた描写は違法とされるべきであるとされている。さらに「真に歴史的な価値を持つ作品」 (items of genuine historical interest) が法に触れないよう、十分な措置を取るべきだと述べる [ibid. p. 1]。

受刑者管理局は、この新しい法律による刑事事件の数は極めて少数になるだろうと予想している [ibid. p. 1]。他方、立法の重要な目的として、違法化によって警察に画像を没収する権限が与えられ、所持者から画像を取り上げて、さらに出回ることを阻止することが可能になることを受刑者管理局は重視する [ibid. p. 7]。

ここで特に問題になるのは、生産過程で実在児童への危害を伴わない、あくまでフィクションの表現を違法化することの持つ意味である。ここに、たとえば表現の自由との緊張関係をめぐるものなど、一連の深刻な問題があることは、受刑者管理局によっても認められる。しかし受刑者管理局は、こうした表現がペドファイルの歪んだ価値観を強化し、児童の誘惑に使用される恐れがあり、そのような悪影響や悪用に対する懸念は国内外で益々広まっていると主張している。児童への誘惑行為は既に Sexual Offences Act 2003によって違法とされているが、単純所持を違法化することで、画像を没収することが可能になり、出回りが阻止され、誘惑の道具として使用される可能性を潰せることも立法目的であると述べられている [ibid. p. 4-5]。

そして、この法律の目的はあくまでポルノの違法化であり、正統な芸術・文学・科学の違法化ではないと受刑者管理局は主張している [ibid. p. 8]。

このように受刑者管理局は、一方においてこの法律による規制が表現の自由に対して重大な制約を加えるものであることを認めながら、他方で制約の必要性を指摘して、同法が欧州人権条約の第10条 (表現の自由)、または第8条 (私生活の自由) に違反しないと論ずる。ただ、イ

ギリスにおいて成立したこの法律は、他国の法と比較して、実写児童ポルノを禁止する際に架空児童ポルノ禁止を付け加えたものではなく、実写児童ポルノ法から完全独立の、架空児童ポルノを唯一の対象とした法律である。また、他国の規制と異なり、この立法提案では「日本のウェブサイトで公開されているコンテンツ」が明確に規制の対象として指摘されている [ibid. p. 5, p. 18]。

(b) 処罰への賛成意見と批判

では次に、このパブリックコメントのプロセスで寄せられた意見を見てみよう。37名の市民個人と、NPO、警察・検察当局、児童相談所などの50団体から意見が提出され、法務省に移籍した受刑者管理局によって一つの報告書に纏められた (*Consultation on the Possession of Non-Photographic Visual Depictions of Child Sexual Abuse: Summary of responses and next steps*, National Offender Management Service, 2007. 以下, *Summary*)。この報告書では、日本のマンガ絵を違法化することが、立法者の中心的な目的であることが明らかにされている。パブリックコメント参加者からは「外国の芸術表現や“HENTAI⁽²⁾”などのジャンル」の存在が指摘されているが [ibid. p. 12, 17], それにもかかわらず、法務省はそうしたマンガ表現を誰がどうやって創作し、誰が消費し、どのような影響を受けるのかに関して、完全な無関心を示している。日本のマンガなどのメディアにおける表現が法律に触れるという認識はある程度持っている一方で、その実態や本質について検討するという発想は一切ない。

法務省の報告書によると、警察、検察、児童保護団体、宗教団体から寄せられた意見のほと

んどは違法化の推進を支持したものとされる [ibid. p. 12]。しかし、そうした見解によっても、規制の必要性を明らかにするための研究成果は具体的に何も示されていない。警察・検察当局や児童保護団体は、性犯罪者が頻繁にこうした画像を所持していることを根拠に「どんな大人が児童に対する性的虐待の画を見るのであれ、子どもに対して危険性があることは完全に明白である」と主張し [ibid. p. 14], 因果関係ではなく相関性をめぐる状況証拠によって規制の必要性を基礎づけようとした。

むしろ、ダラム大学の法学者、Clare McGlynn教授は、「マンガ絵による影響を研究し、確かな証拠が手に入る可能性は極めて低いし、しかも実験者をこうした絵に晒すことで、子どもへの害に繋がる可能性があり、非倫理的で危険であるため、行われるべきではない」と、マンガの消費者に関する研究を行うこと自体に対して否定的評価を明らかにした [McGlynn 2007: 2]。しかし、マンガ消費に関する研究が存在しない、またそれを行なうのは非論理的であるという主張は、日本のマンガ消費を対象に、イギリスの学者も含めて数多くの学者が進めてきた、本稿の第2章で紹介されているような研究に対する認識のなさを表している。

それに対して、意見を提出した一般市民のほとんどは規制に反対し、マンガなどの表現は無害であると主張し、それを裏付ける研究も引用した [Summary, p. 13]。日本では、この法律の規制対象となる表現は通常合法であり、大量に存在するが、子どもへの性犯罪率はイギリスよりもずっと低いことも一般市民が提出した意見書では指摘されている [ibid. p. 13]。さらに、相関性に基づいて認識される危険性に関する規

制当局の認識が誤っていて、所持違法な画像が一般的なマンガ作品の中でも登場する可能性などを想定し、執行に伴う困難な問題を指摘する一般市民もいた。さらに日本のマンガ作品の多様性や戯画的な作風に伴う年齢判断の困難も指摘された [ibid. p. 17]。しかし、最終的な立法に向かうプロセスの中では、そうした批判の声に対し、内務省・法務省が何らかの形で聞き入れた形跡はない。

この立法過程から以下の5つの点が確認できる。

- ・マンガなどにおける児童らしきキャラクターの性的な描写 (child-like characters) と実際に小児愛性欲には必然的な関係があると内務省は推定した。
- ・立法目的は「価値観のさらなる歪み」や「児童への誘惑行為」を防止するなど、あくまで小児愛者を対象にした目的である。
- ・これには具体的な科学的根拠は一切なく、内務省もそれを認めるが、根強い懸念や不安がある。
- ・日本のマンガにおける児童らしきキャラクターの性表現が法律に引っかかるという認識はあり、そうした表現を違法とするのも立法の目的である。一方、これらの表現とその消費者に関する研究・学説については全く認識していない。
- ・ポルノ表現と芸術・文学目的の表現をきっちり見分けることが可能であると推定されている。事件の数は最小限に留まるとも推定されているが、執行による問題・コストは予測されていない。

同様の法律があるアメリカやスウェーデンとは異なり [ダヴィドソン 2013: 177, 181], イギ

リスの Coroners & Justice Act の立法者は日本のマンガ絵や作品が規制の主な対象になることをある程度認識していた。また従来のわいせつ表現規制と同じく、いわば「性道徳を維持する」のがこの法律の中心的な目的であるが、従来と大きく異なる点は、作者や出版関係者のみを対象にしているのではないということである。一般個人が消費してもよいマンガ作品、ネットで閲覧してもよいマンガを規制し、罰則範囲に入る人間を爆発的に増加させる。そのほとんどは、立法府の目標であったペドファイルとは無関係の人間になってしまう可能性が大きいのである。規制の目的とは関係ない大勢の人間が法律によって表現や行動を規制されるのだとすれば、欧州人権条約に違反しないという内務省の判断も疑わしいといえる。目的と無関係の人間が犯罪者に仕立てられるという付随的損害を被るのであれば、手段が目的に比例しないと判断される可能性が十分にあるからである。

2. マンガにおける性表現とその主な消費者について

ここまで紹介してきたように、子どもらしきキャラクターの性表現の創作・消費と、実際の性犯罪の関係性についての研究を、イギリス内務省は「認識していない」と主張してきた。しかし、こうしたマンガ表現やそれを創作し、消費する、いわゆる「オタク文化」に関しては、当然日本国内でも海外でも、昔から広く研究されてきた。しかも、イギリス、オックスフォード大学出身で、イエール大学、MIT の教授を歴任している Sharon Kinsella は、90年代から「オタク文化」研究の権威の1人であり (Kinsella 1996, 1998, 1999), Coroners & Justice

Actに関するパブリックコメントが行われた前年の2006年にも、日本のマンガ・同人誌文化に関する論文を発表している (Kinsella 2006: 65-87)。

カルチュラル・スタディーズ論者であるKinsellaは、日本のマンガ・同人誌文化は、日本社会の中心的な仕組みである学歴・年齢・性別による社会的地位の位置づけから解放されている領域であり、タブーとされている趣味・嗜好や社会に批判的な意見を自由に表現できる環境であるとしている。Kinsellaによれば、こうした社会の基本的なルールを無視した活動を行うことは、自分たちの社会的な義務から遠ざかり、幼稚で個人的な趣味に没頭することというふうな社会から認識され、その活動に熱心な、いわゆるオタクに向けられる蔑視の根源の一つである [Kinsella 1996: 103-112]。社会的で文化的な領域でありながら、社会的なエリートに支配されていない場所として、Kinsellaはマンガ業界や同人誌運動を認識しており、マンガ評論家の呉智英やコミックマーケット創立者の米澤嘉博にインタビューを行い、子ども向けマンガやメディアのキャラクターが登場するいわゆる「エロパロ」同人誌の本質を尋ねている。呉としては、こうした表現は60年代～70年代のマンガに扱われていた急進的な発想からの退化を意味するものであるが、米澤としては、一般的な児童向けのキャラクターを自分の意のままに操作し、性的表現も含む形で表現する行為は、本質的に自分たちを囲む文化を乗っ取り、改造するという批判的な行為である [Kinsella 1998: 289-316]。

2006年の論文で、Kinsellaは再び男性オタクの熱狂的な関心の的である女性的な表現やロ

リータ的な少女キャラクターの実態について検討する。一部の人間をそこまで恍惚とさせるキャラクターの精巧な表現や細かいストーリー設定を単なる性的欲求不満やペドフィリアでは解明できないとしながらも、日本国内で斎藤環・東浩紀などの論者によって発展してきたオタク論にも異議を唱える。Kinsellaの解釈によれば、マンガや同人誌における男性による少女的なキャラクター表現は、男性が女性の社会進出によって無意識に抱える様々な不安を解消するためのもので、その女性を児童化 (少女化) し、色々な要素を加えることでその不安は中和される [Kinsella 2006: 82-83]。カルチュラル・スタディーズの観点からのKinsella分析では、オタクの嗜好や表現内容は、日本社会における力関係によって説明される。この観点から分析すると、いわゆる「ロリータキャラクター」は現実の児童を反映しているわけではなく、日本社会の女性が変わっていく地位を反映する。想像の産物であっても、オタクはそのキャラクターと力関係にあると論じる。

それに対し、オタクのセクシュアリティを中心に取り上げている斎藤環は、「ロリータキャラクター」はフィクションに向けられた独特のセクシュアリティを表しているものとしている。斎藤は、「オタク」という単語が世界的に認識されつつあると同時に、未だに意味が正しく理解されていないことを指摘する。「オタク」は、日本では放送禁止用語であるぐらい直感による偏見や誤解的であり、「社会性や常識がない」、「孤独な社会不適合者」、「大人の女性と向き合えない小児愛者」などとして認識されており、そうした偏見は自身の分野である精神医学の中にも存在すると斎藤は述べている

[斎藤 2007: 225]。どんなオタク論も（批判的なものも好意的なものも）こうした偏見によって影響を受けているため、斎藤はオタクを評価することを止め、あくまでオタクを形式的に記述することにしてている。斎藤によれば、オタクとは、虚構のコンテキストとの相性が人並み以上に良く、フィクションを楽しむ際に複数の見当識を持っている人であると定義される。オタクにとって、フィクション自体は性的な嗜好や愛情の対象であり、そのフィクションをさらにフィクション化（つまり妄想・同人誌における2次創作など）することによって、その愛を実現する[斎藤 2007: 227]。これは現実世界での愛の代用品ではなく、現実世界の愛情や男女関係と平行な立場に存在すると、斎藤は主張する。そして、児童ポルノの処罰可能範囲がフィクションの表現まで含んでしまった現在の状況では、オタクの性欲が何に向けられているのかを正しく理解する必要があると強く訴える[斎藤 2007: 244-45]。

オーストラリアのMark McLellandは、2次元における（多くの場合、未成年者の）男性同士の同性愛の性表現を好む女性、俗に言う「腐女子」の創作と消費について、ファンと直接対話をする方法で研究を進めていく。McLellandによると、女性ファン自身はキャラクターの可愛らしさや心を引きつける特長と、そのキャラクターを妄想、2次創作することで本来は女性として踏み込めない男性的な性の領域へ踏み込む自由と開放感を消費の意義として挙げて、日本文化の独特な現象を必ず日本社会の欠点や問題で説明しようとする欧米研究者を批判する。同性愛の描写が、異性愛の描写と違って、それを楽しむには何かの特別な理由が必要であ

るほどの異常な行為という認識も批判し、これを欧米社会における性に関する過剰な懸念によるものとして位置づける[McLelland 2000: 274-79]。2001年の比較的早い段階で、こうしたのマンガ表現に未成年者の性描写が頻繁であるため、インターネットの普及を伴い、欧米における児童ポルノ規制の対象になるのははや時間の問題であるという予測をし、的中させた[McLelland 2001: 8]。

他にも法学・民俗学・文学論・芸術論・哲学・メディア研究などの領域において、日本でも欧米でも「オタク論」は議論されており⁽³⁾、オタクやマンガに対して好意的な者も批判的な者もいる。この場で、この全員の細かい論点まで紹介するほどの余裕はないけれども、オタクという存在は何なのか、どう定義すべきで、どう評価すべきかに関して、論者の意見はそれぞれ異なる。ただ、現段階における議論で共通に認められている点として、オタクはペドファイルや性犯罪とは無関係であり、マンガで表している欲望は現実を反映しない、小児性愛とは全く別の現象であるという見解は、広く学界全体に共有されていると言えるだろう。たしかに日本中心の理論ではあるが、規制の具体的な対象を取り上げた東浩紀や斎藤環による文献も英訳され⁽⁴⁾、評価されている現在では、これらは一切見落としたイギリス受刑者管理局は批判されるべきであろう。

3. イギリスにおける「過激ポルノグラフィ規制」

イギリスの立法者は、規制の主な対象となる日本マンガとその創作・消費の環境に関する知識がほとんどないまま、Coroners & Justice

Actを制定した。しかし、これは単に、知識がなかっただけの問題なのか。比較対象として、その前年のCriminal Justice and Immigration Act 2008 Section 63（以下、Criminal Justice & Immigration Act）を紹介し、近時のイギリスの立法プロセスにおける規制対象の評価に関する現状を検討する。

Criminal Justice & Immigration Actとは、「過激なポルノグラフィ」と称されるものの単純所持を違法とした、2008年に制定されたイギリスの法律である。この法律において「過激なポルノグラフィ画像」(extreme pornographic image)とは、「甚だしく不快な、気持ち悪い、またはその他のあり方でわいせつな図画」(image which (……) is grossly offensive, disgusting or otherwise of an obscene character)、および「人命に危険性のある行為、肛門・生殖器・胸への重傷の危険性がある行為、人間の死体を性的に荒らす行為、人間と動物の性行為」を「現実的に描写する画像」であるとされる。Justice & Coroners Actと同様、Criminal Justice & Immigration Actに関してもパブリックコメントが行なわれた。同じく内務省管轄の受刑者管理局によって製作されたこのパブリックコメントの宣言文書は、従来のわいせつ規制はインターネットの普及によりその役割を十分に果たしていない環境となり、わいせつ表現のコントロールを維持するするには、新たな手段が必要であると述べている [Consultation on the Possession of Extreme Pornographic Material 2005: i]。出版・頒布・販売に対する規制を維持しながらも、一般市民にも責任を課す必要があるとされる [ibid. p. 1]。この規制の役割として「我が社会にはこのような表現の居場所はないことを知らし

める」ことが挙げられている [ibid. p. i, 1, 6, 9, 21]。わいせつ規制では裁けない、異常で暴力的な性的嗜好を奨励しかねない表現から社会を守る事が重要な機能とされている。また、出演者を同意しているかどうかを問わず、暴力的で残酷なポルノに出演することによって受ける可能性のある被害から守ることも、立法の意義として挙げられている [ibid. p. 2]。

これらの目的が立法によって実現されることの根拠について、内務省は自ら、「この分野の研究・科学立証は非常に難しい」とし、「確実な科学根拠はない」と述べている [ibid. p. 1, 10]。さらに法律は、あくまで「抜け穴」を塞ぐために処置であるとされる [ibid. p. 2, 11, 22]。また、児童ポルノ規制を「反映している」 [ibid. p. 5, 6, 7, 8, 11] とされるなど、児童ポルノとの関連性を連想させるような論点が強調されている。規制の対象となる表現はあくまで「過激なポルノ」であるため、提案されている新しい法律によって発せられる事件の数はごく少数に留まると予想されている [ibid. p. 23] 点にも、Coroners & Justice Actとの類似性が確認できる。人権問題への配慮について、内務省は「多数の人間はこのような表現を忌まわしいと思うであろう」と指摘するだけで足るものと考え、この規制は正当な報道、政治、芸術表現を対象にしないため、欧州人権条約に違反しないと主張する [ibid. p. 13]。

次にこのパブリックコメントによって寄せられた意見を検討してみよう。参加した団体・一般市民の多数派はこの立法に反対の意見を提示し [Summary (Home Office) 2006: 3]、特に同意ある行為の個人的な写真や記録所持が違法とされることに対してBDSM嗜好者を代表する

団体, The Spanner Trustから強い懸念が表明された [*ibid.* p. 3, p. 5]。また, 具体的な対象が所持することの違法な表現物に当たるかどうかは, 一般市民として判断しかねることを理由に, 提案されている規制の範囲があまりにも不明確であると批判した多数の意見も寄せられた [*ibid.* p. 5]。他にも「根拠のない懸念は国民の自由権を縮小する十分な理由ではない」, 「実害のない, 演出された虚構の暴力的で性的な表現に所持するだけで刑罰を科すことは思想犯罪に近い」, 「個人のセクシュアリティに関わる表現を違法にすることは, そのセクシュアリティ自体を違法にすることに等しい」などと強い口調での反論もなされた [*ibid.* p. 10]。特に具体的には, S/M嗜好者を代表する団体は, S/Mにかんする理解があまりにも乏しくて, 同意の上でのS/M行為者を単なる暴力の加害者と被害者として誤解していると非難した。さらに人権団体Libertyは, 「社会にとって脅威にもならない人間を罰することは, 何の公益にもならない」と指摘した [*ibid.* p. 15]。

このパブリックコメントでは, 受刑者管理局と回答者で, 何をもって原則とするかに関する認識が根本的に食い違っていることが注目に値する。受刑者管理局は「このような表現を所持する正当な理由はあると思いますか」と問うたが, 多くの回答者は「質問が根本的に間違っている」と返答した。「害のない, 同意ある行為が描写されているものを所持するには正当な理由は必要ではなく, 政府側にそれを禁止する正当な理由があることを提示する必要がある」とする反論である [*ibid.* p. 17]。多元的な民主国家にとっては, むしろあたりまえの認識である [*ibid.* p. 11]。

同様に, 規制の根拠に関して研究上の知見が無視されていることについては, 研究者からの批判的指摘も少なくない。イースト・アングリア大学のMartin Baker, Ernest Mathijs教授らは「政府は最新のものも最も関連している研究も無責任に無視している」と批判した [Baker & Mathijs 2007: 3]。サンダーランド大学Clarissa Smith教授によると「立法者は前提としてポルノグラフィは有害であるとし, その前提を損なう研究を一切無視した」[Smith 2007: 12-24]。さらに, Smithを含めポルノグラフィの影響について研究実績を持つ26人のイギリスの学者は国会に合同の意見書を提出し「イギリスの人文学, 社会学の学界が年々積み上げてきた過激な性と暴力表現に関する研究成果を一方的に無視している」と批判した [Smith et al 2009: 1]。学説を聞き入れる姿勢を放棄した背景を分析して, 法哲学者のStephen Guestは, 反社会的な行動を防止するという目的はあくまで建前であって, 悪いことを考える卑しい人間を罰するというポピュリズムに満ちた目的こそが本音であると主張する [Guest 2008: 118]。同様にLSEのAndrew Murrayも, 本件立法が実害を懸念したものではなく, 規制に賛成する世論のためのパフォーマンスであり, 労働党政権の合理的な政策からの離脱を意味するとした [Murray 2009: 87]。

Criminal Justice & Immigration Act 2008 Section 23が発効した2009年1月26日から4年以上経過した2013年現在, 立法当時の予測と実際の結果の比較が可能になってきた。ダラム大学のClare McGlynn, Erika Rackley教授らが纏めたCPS (Crown Prosecution Service イギリス検察庁) の統計によると, 2008年7月と2011年11月の間

でこの法律によって起訴に至った事件の数は2,236件である。そのうち1,992件（85%）という圧倒的な多数は、猥褻表現の所持に関する事件であった [McGlynn & Rackley 2013: 1]。事件の数が少数にとどまるという予測は大きく外れたが、事実上最大の成果である猥褻表現の単純所為禁止が「社会を守る」という立法目的にどう貢献したのかは明らかではない。ラディカルフェミニズムの観点から、ポルノグラフィは女性の社会的地位を損ない、女性の社会環境を悪化する（“cultural harm”）と考える McGlynn は本来立法に対して賛成であった。しかし規制を正当化する手段として立法府はラディカルフェミニズム的な立場を取るより、単なる嫌悪感で立法を正当化しようとした点を非難している。同意のあるS/M行為の描写が含まれる点では法律の範囲は広すぎるとし、逆に女性への性的暴力を「美化する」表現が含まれない点では狭すぎると批判し、法律改革を求める [ibid. p. 1-2]。

4. 「性を考える」：Gayle Rubinのラディカル理論

ここまで述べてきたように、2009年のイギリス Coroners & Justice Act と同様、規制対象としてマンガを含む児童ポルノ法は数カ国で制定されてきた。ただ、いずれの国でも、手段として規制の必要性については具体的で科学的な根拠は挙げられていない。社会の中で強い恐怖や不安の種となっている、いわゆるペドファイル（幼児性愛者）に対処するために必要な措置として正当化されてきたにとどまる。

これらは結果的に違法とされる日本のマンガ表現と、犯罪者に仕立てられるいわゆるオタク

たちについての学説や、日本のマンガ文化の事実状況を一切無視した立法である。しかし、一方では、Criminal Justice & Immigration Act の立法の際にも、現実に発生する性犯罪事例とは無縁な人々に対して刑罰が科されることになるという同種の問題が数多くの学者や一般市民によって明確に指摘されたにも拘らず、法案は議会で可決された。仮に、Coroners & Justice Act の立法の際に、オタク文化やマンガ表現の専門家が声をあげたとしても、結果は同じだったのであろう。

知識がないことによる問題ではないとすれば、この展開をどう説明するのか。それを説明するための一つの視点を提供し得るのが、Gayle Rubin によって提示された、欧米社会における権威と性の関係についての理論である。

前稿では、アメリカにおけるアニメ・コミック規制の背景を探る文脈で、子どもへ性的な欲望を持ついわゆるペドファイルがアメリカ社会では憲法上の権利が除外されるほど、子どもの安全や社会自体を脅かす怪物のような存在として認識され、極めて強い嫌悪感と恐怖の対象となっていることを指摘する Kim-Butler の見解 [Kim-Butler 2011: 575-576] を紹介した [ダヴィドソン 2013: 183]。

それに対して Gayle Rubin は、性的な異常者とされる者が社会から除外されることは、欧米社会の歴史の中で常に存在してきた現象であるとする、より射程の長い説明を提供する。これによって、Kim-Butler が指摘する状況はその現代社会での現れ過ぎないと推察することは可能である。Rubin による論文「性を考える：セクシュアリティ政策についてのラディカル理論」 [Rubin 1984: 143] は、広く引用され、クィア

理論の原点の一つとされている。

Rubinによると、アメリカ・イギリスのわいせつ表現規制はヴィクトリア朝の抑圧的なモラルの遺産であり、本来は避妊方法、妊娠中絶などの医学的知識を含め、性に関するあらゆる表現を規制してきた。産業化・近代化・世俗主義化によってこの抑圧的なモラルの外面の姿は変わったものの、中身は以前と変わらず存続し、社会に影響を与えている。わいせつ表現規制の正体は、長い歴史の中で西洋文化によって受け継がれてきた性に関する民俗的風習や宗教によるタブーである。昔では「罪」や「神への冒瀆」などの宗教上の理由で罰則が正当化されたが、近代化によってわいせつ表現は「異常心理」や「病気」の現れとして認識されるようになった[Rubin 1984: 150, 155]。

精神医学の中で、オタクを統合失調症患者として認識するステレオタイプが存在することは、斎藤環が指摘している[斎藤 2007: 225-226]。Rubinの理論においては、これはオタクに限った現象ではない。歴史の中でデクラッセとされた性的な言動は同じように、様々な人格障害と結びつけられてきた。性的マゾヒズムを境界性パーソナリティ障害による自傷行為、性的サディズムを攻撃性人格障害、同性愛を未熟型人格障害とするなど、多数派の人間と違う形での性的行為を望むことは「病気」とされ、不利益なステレオタイプを押し付けられてきた。こうした性的な少数派は頻繁に都市の中心的位置にある未開発の地域に集い、文化的集団(エスニック・グループ)とほぼ変わらない構造を持つようになる、とRubinは論じる[Rubin 1984: 156]。

このようにRubinは一部の人間の行動や表現

を实害や根拠が全く無いまま、悪であると断定し、それに関わる者を罰することは、法による差別以外の何ものでもないと強く非難する。人々を、個人的な望みや欲望が社会的規範に適合している人間と、そうでない人間に分けて、後者の権利を否定し、処罰することは、そのような人々を二流の市民に仕立てることを意味している。その処罰が散発的にしか実施されないとしても、犯罪者と称せられた人間はその可能性に怯え、常に慎重で神経質に暮らしていかなければならない[Rubin 1984: 159]。

Rubinによると、歴史の中では、性に関しての問題が激しい戦いに発展し、セクシュアリティが過剰に政治的な問題として意識される時期が常に繰り返されている。1880年代のイギリスや1950年代のアメリカがそうであり、その戦いの中で、許されるセクシュアリティの範囲が決められてきた。1970年代からのゲイ解放運動もその例である。近年では、同性愛の結婚が数カ国では認められるようになり、同性愛者を非難から守るヘイトスピーチ法が制定されてきた。しかし、Rubinの理論からすれば、これは決して社会が性について寛大になったわけではなく、あくまで同性愛運動の長い戦いが報われ、同性愛者が人並みの権利を勝ち取ったに過ぎない。スウェーデンの場合、厳格なヘイトスピーチ法があり、同性愛者、両性愛者はその保護範囲に含まれている。ラジオや新聞がもし彼らに対し、異常者と決めつけるような発言をすれば、犯罪に当たる可能性は十分にある。

斎藤が主張するように、オタクが独特で一般社会から認められていないセクシュアリティを持ってしているとすれば、マンガの性表現規制が

グローバルな現象として発展してきた今の時代こそ、その社会的地位を決める戦いの時代であると考えるのは妥当であろう。

Rubinの研究は、この不毛な連鎖を断ち切れるほどの、正確で人道的で解放的な、性に関する新しい考えを生み出すことを目的とする。それにはセクシュアリティーによる弾圧や不平等を鑑定し、正確に描写し、解説し非難できる理論が必要となる。この理論には、セクシュアリティーによる迫害の野蛮さを説得的に伝える批判的な言説が不可欠である。

Rubinは、標準的ではない性に対する抑圧のあり方を示すものとして、西洋文化において性の扱い方を規定する6つの公理を提示する。すなわち、

① 性本質主義

性とは、社会を超越し、社会構造を形作るほどの力を持つ、自然の力として認識されている。性とは、永遠に不変のものであり、歴史や社会の変化を超越したものとされている [Rubin 1984: 149]。

② 性への蔑視

西洋文化では、性は危険で破壊的な力として捉えられている。初期キリスト教の理論家であったパウロに続き、キリスト教系文化では性自体が罪であるとされてきた。基本的には、いかがわしいものであり、愛・結婚・生殖などの正当化する理由がない限りは、許されるべきものではない。性的表現に関しては、科学、芸術などの別の目的が無い限り、他の表現と同じような自由権を有せず、下等なものとして認識される [Rubin 1984: 150]。

③ 置き間違えた判断基準

性的な行為や表現は、常に人間の他の行為と

は異なる基準で判断され、過剰な重大性を持つものとして認識される [Rubin 1984: 151]。その例として、Rubinがこの論文を著した当時、アメリカに存在したソドミー法などでは、男性同士の肛門性交や、同意の上での大人同士の近親相姦は、殺人よりも重い罪として扱われていた。

④ 性的危険のドミノ理論

性的な社会秩序と混沌の間には、絶対的な障壁が必要とされる。「悪」とされたものが、この壁の向こう側へ侵入してしまえば、ドミノが崩れるように、どんどん恐ろしい結果が予想される。そのため、一定の行為や表現自体が無害なものであったとしても、おぞましい何かに繋がりがかねないとされた場合、その無害なものでさえ、罰則の対象にしなければならない [Rubin 1984: 152]。

⑤ 良性的な異種の否定

性に関しては「正しい」とされているたった一つの基準があり、それが万人共通のものとして認識される。性的な嗜好に関して、一般社会とのちょっとしたずれでも、激しい不安・怒り・恐怖の種となる [Rubin 1984: 153-4]。

⑥ 階層制度による性的言動の評価

性的な行為、感情、表現、価値観は常に階層制度において格付けられる。上位にはある行為(婚姻、生殖)は健全で安全で合法的で正しいとされ、社会的な地位、経済的援助などが与えられる。下位にあるもの(性転換者、サドマゾ、フェティシズム、最下層に幼児性愛)は下に行けば行くほど危険、罪、不道徳、あるいは医学・精神医学などによって、病気や異常心理として扱われ、罰が与えられる [Rubin 1984: 151]。

この弾圧の最終形態は法律であるとRubinは

指摘する。性的な言動に関しては政治力と法律は他では考えられないほど人々の生活を管理している。規範からずれない一般人のほとんどは、自分の生活が法律によって脅かされない限り、これを認識しない。セクシュアリティに関する政治的議論や立法は、性についての学説や実証的研究に対して、全くの無知を示しているケースがほとんどである。政治家として、反対意見を唱えれば、自分のモラルが疑われるため、性に関する法律はあっけなく制定されて、一度制定されたら廃止は困難であるとRubinは述べる。具体的な被害者が存在しない場合でも、社会の全体的な健康、衛生、道徳、または国家の安全、女性や子どもの保護などを理由に、弾圧的な規制が設けられることには、歴史的な例が数多く存在する。その際に、無害で無関係の人間の行動や表現が悪とされる何らかの象徴として認識されて、スケープゴートに仕立てられることは珍しいことではない [Rubin 1984: 166]。

Rubinはライサンダー・スプナー (Lysander Spooner, アメリカの政治哲学者、法哲学者、奴隷制度廃止運動家, 1808年1月19日~1887年5月14日) を引用し、19世紀から被害者なき犯罪に関する議論が全く進化してないことも明らかにする。19世紀にも、現代と同じく「犯罪に繋がりがねない」、「子どもを守らなくてはならない」などの仮説的論点があげられていて、具体的な証拠や根拠は昔も今もない場合がほとんどである。

Rubinの理論を適用することで、2008年のCoroners & Justice Actなどの法律を制定してきた欧米諸国の言動を解明することは明らかに可能である。Coroners & Justice Actでは、芸術や

科学などの正当化可能な目的がない限り、性表現は許されるものではなく、実際の被害者が存在している暴力犯罪と同じ、あるいはそれ以上の刑罰をマンガ絵の単純所持に科すことが可能である。これらをRubinが指摘する「性への蔑視」、「置き間違えた判断基準」の現われとして捉えるのは妥当であろう。

同じく、マンガ所持がペドファイルと必然的な関係にあるという認識や、その表現の自由を否定することは、Rubinが定義する「良性的な異種の否定」と「性的言動の階層制度の評価」を表している。

4. おわりに

(a) 科学的検証という対案

本稿の第1章では、日本のマンガ・アニメが中心的な規制対象となるJustice & Coroners Actの立法プロセスを検討した。一見したところ、立法者はマンガ・アニメの創作と消費のあり方に関する学説を認識せず、ゆえにそれを考慮する術もなかったとする理解が成り立つ。第2章では、立法の際に考慮すべきだったが、考慮されなかったアニメ・マンガ消費に関する学説を紹介した。しかし、Criminal Justice & Immigration Actを分析に加えると、単純に学説の認識の問題ではないことが明らかになっていく。イギリス学界の強い非難に接しながらも、立法府は無頓着な姿勢を示し、立法を進めてきた。

最後に、このイギリスの立法プロセスの比較対象として、デンマークで提案された非実在児童の児童ポルノ禁止を検討してみよう。2010年、野党だったデンマーク社民党 (Socialdemokraterne) のKaren Hækkerup議員 (政権交代後の2013年現在、社会福祉大臣を務

める)は、フィクションであっても実際の児童虐待に繋がる懸念を提示し、規制を提案した。これに対して、保守党 (Konservative) の法務大臣 Lars Barfod は、性犯罪法改革の検討中にあった刑法委員会にフィクションの表現も含む児童ポルノ法改革も検討するよう命じた。

これを受けて刑法委員会は、コペンハーゲン大学病院所属の研究機関に架空児童ポルノの消費と児童への性的虐待行為の関連を明らかにするように要求した。研究機関の報告書では、現在の精神医学では架空児童ポルノの所持消費が性的虐待行為と関連している懸念を裏付ける科学根拠はないとされた [Psykiatrisk Center København, Sexologisk Klink 2010: 3]。政権交代後の2012年に提出された刑法委員会の報告書では、「実写写真と同質のリアリズムの合成写真・CGは既に現在の児童ポルノ法で処罰可能である」とし、直接犯罪行為を促す発言 (性表現かどうかを問わず) も既に処罰可能であると指摘した。1980年に制定された児童ポルノ法は被写体として利用されている児童の保護を目的とするものであって、社会的道徳の維持のための表現規制は現代のデンマーク法において前例のないものである (デンマークは1969年に世界初の国としてわいせつ表現規制法を排除した [Kristensen 2004: 361])。よって委員会は、架空児童ポルノ規制を推奨しないと結論付けた [Straffelovrådet 2012: 664]。

この例に示されるように、科学的な検証を経ない単純な嫌悪感に押し流されるだけが政治の成し得ることではない。立法の目的を厳密に捉え、その目的達成のために何がどの程度有用なのかを解明する姿勢は、特に感覚的なものに影響を受けやすい性をめぐる素材を扱う際に、合

理的判断形成のために欠くことのできないものである。

(b) 課題と展望

実写児童ポルノ規制の場合、その生産過程は必然的に子どもへの性的虐待を伴うものであり、その害から子どもを守るという合理的な立法目的が存在する。それを踏まえて、実写児童ポルノを禁止する法律は世界各国で制定されてきた。

しかし、架空児童ポルノや同意する成人が出演する性表現の単純所持を違法にする厳格な規制は別のものであると推測可能であろう。近年のイギリスの性表現規制新法の立法プロセスでは、確かに実害は一つの立法目的として挙げられているものの、科学根拠のなさ、禁止しようとしているものの実態への無頓着な姿勢、そして何よりも強い嫌悪感を露わにする立法者たちの発言からは、これが合理的根拠に基づくものではなく、性に関する価値観と感情に基く立法であると言えるであろう。

Rubinが提示する「性への蔑視」の他にも、性表現規制の行く末を左右する要素は多数存在する。害の懸念より、性に関する価値観、各国の政治的状况、政治と学界の関係、自由権保のあり方と裁判所の違憲審査権限の運用実態などが、こうした性表現とその規制をめぐる議論の環境を形作っていく。各国で導入される性表現規制を理解するためには、各国のこうした状況をより厳密に理解することを必要とする。

付記 本研究は、早稲田大学日欧比較基本権理論研究所2013年度研究プロジェクトの成果の一部である。

[投稿受理日2013.5.25 / 掲載決定日2013.6.27]

注

- (1) 成立した法律にも同じ量刑が定められている。
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/25/contents/2013-07-07>閲覧。
- (2) これはいわゆる英語製日本語、つまり和製英語とは逆に、英語圏で日本語と異なる意味を持つ日本語風の言葉である。*Oxford English Dictionary*では、「日本のジャンルであるマンガ・アニメのサブジャンルであり、露骨に性的なキャラクター・ストーリー・画像が特徴的」(“a subgenre of the Japanese genres of manga and anime, characterized by overtly sexualized characters and sexually explicit images and plots”)として定義されている。またWeblio英和対訳辞書によると「日本のアダルトアニメや成人向け漫画、ギャルゲーやエロゲー、またはその画風を模倣したものを指して、日本国外で用いられている言葉である」。<http://ejje.weblio.jp/content/Hentai> 2013-07-10閲覧。
- (3) 他にも東浩紀 (2001), 伊藤剛 (2003), 小谷真理 (2003), 大塚英二 (2008), 高月靖 (2009), 海外ではオーストラリアのMark McLelland (2000, 2007, 2011) やAlleardo Zanghelini (2009a, 2009b), カナダのThomas LaMarre (2009), アメリカのPatrick Galbraith (2011) はオタクの消費とセクシュアリティを取り上げている。
- (4) 東浩紀の『動物化するポストモダン—オタクから見た日本社会』(講談社現代新書, 2001年)は“Otaku - Japan's Database Animals” (Jonathan E. Abel, Shion Kono 訳)として英訳。斎藤環の『戦闘美少女の精神分析』(太田出版, 2000年)は“Beautiful Fighting Girl” (J. Keith Vincent, Dawn Lawson 訳)。両方University of Minnesota Pressより。

参考文献

- 東浩紀 (2001) 『動物化するポストモダン—オタクから見た日本社会』(講談社現代新書)
- 斎藤環 (2000) 『戦闘美少女の精神分析』(太田出版)
- 東浩紀 (編著)・永山薫・斎藤環・伊藤剛・竹熊健太郎・小谷真理 (2003) 『網状言論F改—ポストモダン・オタク・セクシュアリティ—』(青土社)
- 大塚英志 (2008) 『リアルゆくえ—おたく/オタクはどう生きるか』(講談社現代新書)
- 高月靖 (2009) 『ロリコン—日本の少女嗜好者たちとその政界』(バジリコ)

- ダヴィドソン, ティム・F・G (2013) 「児童保護か思想犯罪か」(早稲田大学大学院社会科学研究所) 社会学論集第21号 177頁
- Consultation on possession of non-photographic visual depictions of child sexual abuse* (2007) National Offender Management Service, Home Office (ISBN 978-1-84726-191-5).
- Consultation on the Possession of Non-Photographic Visual Depictions of Child Sexual Abuse: Summary of responses and next steps* (2007) National Offender Management Service, Ministry of Justice (ISBN 978-1-84726-573-9).
- Consultation on the Possession of Extreme Pornographic Material* (2006) National Offender Management Service, Home Office.
- Consultation on the Possession of Extreme Pornographic Material: Summary of responses and next steps* (2006) National Offender Management Service, Home Office.
- Galbraith, Patrick W. (2011) 'Lolicon: The Reality of "Virtual Child Pornography" in Japan', *Image & Narrative*, Vol 12, N.
- Guest, Stephen (2008) 'Respect for Bad Thoughts', 2008 *UCL Human Rights Review* 118-133.
- Kim-Butler, Bryan (2011) 'Fiction, culture and pedophilia: fantasy and the First Amendment after United States v. Whorley', *The Columbia Journal of Law and the Arts*, Vol. 34, No. 3, pp. 545-588.
- Kinsella Sharon (1996) 'Change in the social status, form and content of adult manga 1986-1996', *Japan Forum*, 8: 1, 103-112.
- Kinsella Sharon (1998) 'Japanese Subculture in the 1990s: Otaku and the Amateur Manga Movement', *Journal of Japanese Studies*, Vol. 24, No. 2, pp. 289-316.
- Kinsella Sharon (1999) 'Pro-establishment manga: pop-culture and the balance of power in Japan', *Media Culture Society* 1999, 21: 567.
- Kinsella Sharon (2006) 'Minstrelized girls: male performers of Japan's Lolita complex', *Japan Forum*, 18: 1, 65-87.
- Kristensen Ellids (2004) in Noonan Raymond J (ed.) *The continuum Complete International Encyclopedia of Sexuality* (Continuum).
- LaMarre, Thomas (2009) *The Anime Machine: A Media Theory of Animation* (Minneapolis: University of Minnesota Press).
- Mathijs, Ernest & Baker, Martin (2007) in Home Office,

- Consultation on Possession of Non-photographic Visual Depictions of Child Sexual Abuse Response by: Martin Barker and Ernest Mathijs*, East Anglia University.
- McGlynn, Clare (2007) in Home Office, *Consultation on Possession of Non-photographic Visual Depictions of Child Sexual Abuse Response by: Clare McGlynn, Professor of Law*, Durham University, 20 June 2007.
- McGlynn, Clare & Rackley, Erika (2013) 'Criminalising Extreme Pornography: lessons from England & Wales', *Durham Law School Briefing Document*, Durham University.
- McLelland Mark J. (2000) 'The Love Between "Beautiful Boys" in Japanese Women's Comics', *Journal of Gender Studies*, 9: 1, 13-25.
- McLelland Mark (2000) 'No Climax, No Point, No Meaning? Japanese Women's Boy-Love Sites on the Internet', *Journal of Communication Inquiry*, 24: 274.
- McLelland Mark (2001) 'Local meanings in global space: a case study of women's "Boy love" web sites in Japanese and English', *Mots Phuriels*, No. 19. October 2001.
- McLelland Mark & Yoo Seunghyun (2007) 'The International Yaoi Boys' Love Fandom and the Regulation of Virtual Child Pornography: The Implications of Current Legislation', *Sexuality Research & Social Policy*, Vol. 4, No. 1.
- McLelland Mark (2011) 'Australia's "Child-Abuse Materials" legislation, internet regulation and the juridification of the imagination', *International Journal of Cultural Studies*, published online 6 October 2011.
- Murray, Andrew D. (2009) 'The Reclassification of Extreme Pornographic Images', *Modern Law Review*, Vol. 72, Issue 1, pp. 73-90.
- Saitō, Tamaki (2007) 'Otaku Sexuality' in Christopher Bolton, Istvan Csicsery-Ronay Jr., and Takayuki Tatsumi (ed.), *Robot Ghosts and Wired Dreams* (Minneapolis: University of Minnesota Press).
- Smith Clarissa (2007) 'Where is the evidence?', *Guardian* 2007-12-24.
- Smith et. al (2007) Memorandum submitted by Dr Clarissa Smith et al (*CJ&I 341*), Parliament Public Bill Committee <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmpublic/criminal/memos/ucm34102.htm> 2013-07-01閲覧.
- Straffelovrådet (2012) 'Straffelovrådets betænkning om seksualforbrydelser', *Betænkning* nr. 1534 København 2012.
- Psykiatrisk Center København, Sexologisk Klinik (2010) *Fiktiv børnepornografi* (udtalelse fra Sexologisk Klinik og Visitation- og Behandlingsnetværket).
- Rubin Gayle S. (1984) 'Thinking Sex: Notes for a Radical Theory of the Politics of Sexuality', in Carole S. Vance (ed.), *Pleasure and Danger: Exploring Female Sexuality*, (London: Pandora) pp. 267-293.